

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、異議申立ての対象となった情報のうち、取引事例に関する情報に係る次に掲げる部分を除き開示すべきである。

- 1 取引事例地の所在（市町村名を除く。）、地積及び取引時点
- 2 時点修正率（月率を除く。）及び時点修正率を算出するための月数等
- 3 取引事例地に係る接面道路の方位、種類、名称及び幅員並びに搬出地点及び搬出距離
- 4 取引事例地に係る最寄り駅の名称、最寄り駅からの方位及び最寄り駅からの距離（他の記述から最寄り駅の名称が推測される場合に限る。）並びに取引事例地の所在を示した位置図
- 5 取引価格
- 6 周辺地域の状況に係る記述

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年3月9日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成14年から平成19年度までの「古都基準地（参考地）不動産鑑定評価書」（奈良市内分）及び鑑定依頼に係る本文起案決裁文書」の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成23年4月6日、実施機関は、1に記載の開示請求のうち前段部分（「平成14年から平成19年度までの「古都基準地（参考地）不動産鑑定評価書」（奈良市内分）」）に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成14年度から平成18年度までの古都基準地（参考地）に係る不動産鑑定評価書（奈良市内分）

（2）開示しないことと決定した部分

ア 平成19年度の「古都参考地の不動産鑑定評価書」（奈良市内分）

イ 不動産鑑定評価書のうち次の部分

(ア) 鑑定評価額並びに鑑定評価額を導くための単価、補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項

(イ) 取引事例に関する情報（市町村名を除く。）

(3) 開示しない理由

ア (2) のア

当該文書の作成又は取得をしていないため

イ (2) のイの(ア)

条例第7条第5号に該当

県の機関の内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため

条例第7条第6号に該当（平成17年度以降の文書に限る。）

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ (2) のイの(イ)

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

条例第7条第3号に該当

法人又は事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年4月28日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、2の(2)のイの開示を求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年5月10日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成14年度から平成18年度までの古都基準地（参考地）に係る不動産鑑定評価書の一部開示決定処分をの取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

不動産鑑定評価書のうち、鑑定評価額並びに鑑定評価を導くための単価、補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項並びに取引事例に関する情報（市町村名を除く。）は、条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号のいずれにも該当しない。

(2) 実施機関の理由説明書に対する意見

ア 条例第7条第5号該当性について、実施機関は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。）に基づいて買入れた土地に係る行政文書開示請求においては、買入価格並びに不動産鑑定評価書のうち、鑑定評価額並びに鑑定評価額を導くための単価、補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項を開示しているが、それによって混乱が生じた事実は報告されていない。また、買入価格が開示されているので、古都基準地の価格は自ずと明らかになるはずである。

イ 条例第7条第6号該当性について、平成14年以降、古都保存法に基づく土地買入れに係る事務処理要領等が改変された事実はなく、平成17年度以降の文書に限定して同号に該当するとの説明は、整合性が伴わない。

ウ 条例第7条第2号又は第3号該当性について、地価公示に係る不動産鑑定評価書に対する行政文書開示請求に係る答申においては、取引事例地の所在等を除いて開示すべきであるとされており、実施機関は、同答申を受けて、買入地に係る鑑定評価書については、街路条件、環境条件等を開示している。また、県を被告とした住民訴訟における文書提出命令においては、買入地に係る鑑定評価書については、取引事例地の所在等を除いて開示されている。

これらのことから、当該該当性には、根拠がない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成14年度から平成18年度までの古都基準地（参考地）に係る不動産鑑定評価書（奈良市内分）（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

2 古都保存法第11条の申出による土地買入れの事務について

県は、古都保存法第11条の申出により土地を買い入れる事務を行っている。

県がこの申出により買い入れる土地の価額は、古都保存法において、時価によるものとし、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならないとされ（同条第2項）、さらに、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施

行令（昭和41年政令第384号。以下「古都保存法施行令」という。）において、その価額は、近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とし（第9条第1項）、その価額を算定するに当たっては、不動産鑑定士その他の土地の鑑定評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者に評価させなければならない（同条第2項）と定められている。

本件開示請求の対象である平成14年度以降において、県は、①不動産鑑定士に依頼して個々の買入予定地の鑑定評価を得るとともに、②奈良県土地価格判定委員会（不動産鑑定士5名程度で構成。以下「判定委員会」という。）が古都基準地（平成18年度以降は、参考地と呼称している。）の価格等を参考に①の鑑定評価額の妥当性を審議し、妥当と認めた価格をもって買入価格の決定を行うこととしている。

本件行政文書は、判定委員会が審議のよりどころとする古都基準地（参考地）の価格を決定するために取得された文書である。

3 不開示の理由

（1）条例第7条第5号の該当性について

第2の2の（2）のイの（ア）「鑑定評価額並びに鑑定評価額を導くための単価、補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項」は、古都保存法第11条の申出に基づく土地の買入れの価格の決定に至るまでの過程で行われた、判定委員会における審議に関連して取得された情報であるので、県の機関の内部における審議又は検討に関する情報に該当する。

古都基準地（参考地）の価格は、歴史的風土特別保存地区（古都保存法第6条第1項）内の土地の所有者の経済的救済という買入制度の趣旨に鑑み、古都保存法の規制がないものとして評価するという想定上の条件が付加されて評価されたものであり、個々の買入予定地の価格を審議する過程の情報である。

ところで、法令に基づく公的土地評価としては、地価公示（地価公示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項）及び都道府県地価調査（国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第1項）があり、いずれも一般の土地取引価格の指標を与えることを目的として、標準的な土地の価格（標準地価格又は基準地価格）が公表されている。しかし、古都基準地（参考地）の価格は、前述のとおり一般の土地取引の指標とされるべきものではない。

にもかかわらず、古都基準地（参考地）の価格を決定するための根拠となった鑑定評価額を一般の人々が容易に知り得ることになると、地価公示や都道府県地価調査の標準地価格又は基準地価格のように、その地域における土地取引の指標とされ、不当に一般の土地取引価格を誘導することとなるおそれが高い。

すなわち、古都基準地（参考地）に係る鑑定評価額及びその算定過程における情報は、それが公になれば、県民の誤解や思い込みを招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある情報に該当する。

（2）条例第7条第6号の該当性について

第2の2の（2）のイの（ア）「鑑定評価額並びに鑑定評価額を導くための単価、

補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項」は、古都保存法第11条の申出により土地を買い入れる事務に関する情報であり、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。

また、古都保存法第11条の申出による土地買入れの事務は、買入申出がある限り、反復的に継続する事務である。

一般に不動産鑑定評価の手法では、評価対象不動産が所在する地域における標準的な画地を設定した上で、近隣地域の取引事例等を基に、その価格（標準価格）を求め、これに個別格差率（標準的な画地との格差を表す率）を乗じて、評価額を算出する。

古都基準地（参考地）は、その地域における標準的な画地をもって定められており、その価格は、不動産鑑定評価の手法にいう標準価格の性質を持つものである。

個々の買入予定地の鑑定評価では、担当する不動産鑑定士が各々この手順を踏んでいかなければならないが、事前に標準価格に当たる評価額を知ると、これに強く影響を受け、古都保存法施行令第9条第2項にいう「公正な判断をすることができる者に評価させなければならない」という定めを反し、公正な鑑定評価を行うことができないおそれがある。

すなわち、古都基準地（参考地）の価格及びその算定過程における情報は公にされることにより、実施機関の事務である土地買入れ事務の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

なお、本事由は、平成17年度以降についてのみ該当する。これは、平成17年度から公募による不動産鑑定士が個々の買入予定地の鑑定評価を担当することとなり、これに伴い、古都保存制度事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）において、古都基準地（参考地）及びその価格の取扱いが変更され、平成17年度以降、個々の買入予定地の鑑定評価を担当する不動産鑑定士は、古都基準地（参考地）価格を参考としないで鑑定評価を行うこととなったためである。平成17年度以降は、個々の買入予定地の鑑定評価を担当する不動産鑑定士があらかじめ古都基準地（参考地）価格を知り得ると、事務処理要領に定められた価格決定のプロセスが実現できなくなるため、同年度以降について、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしたものである。

（3）条例第7条第2号の該当性について

第2の2の（2）のイの（イ）「取引事例に関する情報（市町村名を除く。）のうち個人に関するもの（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）については、他人の土地の取引に関する情報で、明らかな個人情報であり、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

また、同号ただし書には不開示情報から除くものが規定されているが、いずれにも該当しない。

したがって、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号の該当性について

第2の2の(2)のイの(i)「取引事例に関する情報(市町村名を除く。)」のうち法人等に関するもの又は事業を営む個人の当該事業に関するものについては、条例第7条第3号本文に規定する法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する。

また、これらの情報は、法人等又は事業を営む個人の資産及び営業に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある。

一方、これらの情報は、同号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

したがって、条例第7条第3号に該当する。

(5) 地価公示に係る鑑定評価書について

異議申立人が意見書において述べているとおり、地価公示に係る鑑定評価書の一部開示決定に関する国の答申書において、取引事例に関する情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる部分については不開示、その余については開示が妥当とされているところであり、本件決定における考え方と相違はない。同答申のケースと本件決定のケースでは、開示された鑑定評価書の取引事例に関する情報の範囲に差があるが、これは、双方のケースでは対象となる取引事例の件数に大きな開きがあり、取引事例を特定させないために不開示としなければならない情報の種類に違いがあるためである。同答申で不開示とされた「所在及び地番並びに「住居表示」等」及び「主要交通施設の状況」に相当する部分以外の情報であっても、対象となる取引事例の少ない、本件決定のケースでは、取引事例地を特定されるおそれがあるものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判

断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、古都保存法に基づく土地買入れに係る買入価格を決定する過程において、判定委員会が当該買入価格の妥当性を審議する際に規準としている古都基準地(参考地)の価格を決定するために、実施機関が不動産鑑定士に当該古都基準地(参考地)の鑑定評価を依頼し、取得した不動産鑑定評価書である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

取引事例に関する情報は、不動産鑑定士が取引事例比較法等によって古都基準地(参考地)の鑑定評価額を算出するために用いた土地取引の事例に関する情報である。

実施機関は、当該取引事例に関する情報のうち、市町村名を除いた情報については、当該事例に係る取引が個人に関わるものである場合には、条例第7条第2号に該当するとしている。

そこで、当審査会が見分したところ、取引事例に関する情報は、次の(1)から(6)まで及び(8)のとおり分類することができ、以下当該分類に沿って検討する。

(1) 取引事例地の所在(市町村名を除く。)、地積及び取引時点

不動産登記簿には、土地の地番ごとに、権利者の住所及び氏名、地積、登記原因年月日等が記載されており、一般の閲覧に供されている。

このため、取引事例地の所在、地積及び取引時点が公になると、不動産登記簿に記載された情報と照合することにより、取引当事者が特定されるおそれがあることから、これらの情報は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 時点修正率（月率を除く。）及び時点修正率を算出するための月数等

時点修正率は、取引事例に係る取引時点から鑑定評価時点までの間の価格の変動を表すものであり、地価公示における標準地及び都道府県地価調査における基準地の変動率等に基づいて、不動産鑑定士が算出したものである。時点修正率（月率を除く。）及び時点修正率を算出するための月数等が公になると、取引時点が推測され、ひいては、取引当事者が特定されるおそれがあることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(3) 取引事例地に係る接面道路の方位、種類、名称及び幅員並びに搬出地点及び搬出距離

これらの情報は、取引事例地に係る接面道路に関する具体的な記述で、取引事例地の所在に関するものであり、これらの情報が公になると、取引事例地が特定され、ひいては、取引当事者が特定されるおそれがあることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(4) 取引事例地に係る最寄り駅の名称、最寄り駅からの方位及び最寄り駅からの距離（他の記述から最寄り駅の名称が推測される場合に限る。）並びに取引事例地の所在を示した位置図

これらの情報は、取引事例地の所在に関するものであり、これらの情報が公になると、取引事例地が特定され、ひいては、取引当事者が特定されるおそれがあることから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(5) 取引価格

取引価格は、取引事例地に係る1平方メートル当たりの単価であり、取引当事者の財産に関する情報である。これが公になると、当該取引事例地の近隣者、不動産取引関係者等であれば、取引事例地を特定できるおそれを否定できないことから、取引価格は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(6) 周辺地域の状況に係る記述

周辺地域の状況に係る記述は、取引事例地を含む周辺地域の土地の利用の状況を記載したものである。

周辺地域の状況に係る記述は、取引事例地の所在に関するものであり、これが公になると、取引事例地が特定され、ひいては、取引当事者が特定されるおそれがあることから、周辺地域の状況に係る記述は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(7) 条例第7条第2号ただし書該当性

(1) から (6) までの取引事例に関する情報は、これらを公にする法令等の規定も慣行もないことから、条例第7条第2号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(8) (1) から (6) まで以外の取引事例に関する情報

これらの情報は、取引事例地の地目、最寄り駅からの距離（他の記述から最寄り駅の名称が推測される場合を除く。）、接道状況（無道路地、中間画地、角地等）、接面道路の舗装状況、接面道路との高低差、土地利用規制の種類、土地の利用状況、土地の形状、気象に係る記述、標高、傾斜、山腹・山麓の別、宅地化の影響に係る記述、時点修正の算定方法に係る記述、事情補正率、取引事情に係る記述、建付減価補正率及び建付減価に係る記述であるが、(1) から (6) までの情報が明らかにされない限り、これらの情報のみによっては、取引事例地が特定されるおそれはなく、したがって、特定の個人を識別することができる情報とは認められないため、条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、取引事例に関する情報のうち、市町村名を除いた情報については、当該事例に係る取引が法人等又は事業を営む個人に関わるものである場合には、条例第7条第3号アに該当するとしているので、以下検討する。

法人等又は事業を営む個人にとっては、土地取引の状況は、経営方針又は資産状況の実態を示す情報であり、競争相手等に対して秘匿しているのが一般的であると考えられる。したがって、3の(1)から(6)までの情報が公になると、取引当事者が特定され、当該取引当事者である法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当する。

また、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にする必要のある情報とは認められないので、条例第7条第3号ただし書に該当しない。

しかし、3の(8)の情報については、これらの情報が明らかになっても、取引当事者が特定されないことから、取引当事者である法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第3号アの不開示情報に該当しない。

5 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、古都基準地（参考地）の鑑定評価額並びに当該鑑定評価額を導くための単価、補正係数、補正事項、想定係数及び想定事項（以下「鑑定評価額等」という。）については、公にすることにより不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当するとしているので、以下検討する。

条例第7条第5号に規定する「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」は、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民等の誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、また、「不当に」とは、当該情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、県民等の間に混乱が看過し得ない程度のものを意味する。

しかし、鑑定評価額等は、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼して得られた情報であり、また、古都基準地（参考地）の価格は、当該鑑定評価額に基づいて決定された買入価格の妥当性の審議の際の規準となるものであり、いずれも審議の過程の未成熟な情報又は事実関係の確認が不十分な情報とは言えない。

また、古都基準地（参考地）の価格は、実施機関が主張するように、地価公示や都道府県地価調査のように一般の土地取引の指標となるべきものではないが、古都基準地（参考地）の鑑定評価額が公になり、ひいては古都基準地（参考地）の価格が明らかになっても、不当に、当該価格が一般の土地取引の指標であると県民等が誤解し、混乱が生じるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、鑑定評価額等は、条例第7条第5号には該当しない。

6 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

実施機関は、平成17年度以降の本件行政文書に係る鑑定評価額等については、条例第7条第6号に該当するとしているので、以下検討する。

条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

実施機関は、平成17年度以降、買入予定地の鑑定評価を行う不動産鑑定士は古都基準地（参考地）の価格を参考としないで鑑定評価を行うこととしたが、古都基準地（参考地）の鑑定評価額が公になると、古都基準地（参考地）の価格が明らかになり、

公正な鑑定評価を行うことができなくなると主張している。

しかし、不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）に基づき資格を与えられた専門家であり、国土交通省が定めた不動産鑑定評価についての統一的基準である不動産鑑定評価基準に準拠して、自らの責任で鑑定評価を行うのであるから、鑑定評価の際に鑑定評価額等を知ったからといって、公正な鑑定評価を行うことができなくなるおそれがあるとまでは認められない。

したがって、平成17年度以降の本件行政文書に係る鑑定評価額等は、条例第7条第6号に該当しない。

7 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 5月10日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 6月16日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 7月20日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年 8月 4日	・ 実施機関から理由説明書(2)の提出を受けた。
平成23年 8月 9日	・ 実施機関から理由説明書(3)の提出を受けた。
平成23年 9月 5日 (第147回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成23年10月 4日 (第148回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成23年11月15日 (第149回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成23年12月16日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田 榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長